



唐津市公告

共同企業体の結成及び条件付一般競争入札の執行について

唐都建工第18号 西唐津中学校校舎長寿命化改良ほか建築工事について、共同企業体の結成による条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6、唐津市財務規則（平成17年規則第41号）第93条及び唐津市建設工事共同企業体取扱要綱（平成28年告示第196号。以下「要綱」という。）第9条の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月14日

唐津市長 峰 達 郎



入札対象工事の概要、入札参加要件、入札日程、入札保証金等

別紙のとおり

別紙

1 工事名

唐都建工第18号 西唐津中学校校舎長寿命化改良ほか建築工事

2 工事場所

唐津市二タ子1丁目地内

3 工事の概要

(1) 校舎長寿命化改良建築工事

ア 管理棟 鉄筋コンクリート造3階建て、延べ面積3,117.41㎡

イ 渡り廊下A棟 鉄筋コンクリート造2階建て、延べ面積431.50㎡

(2) エレベーター棟増築工事 鉄骨造3階建て、延べ面積440.33㎡

(3) 教室棟一部改修工事 一式

(4) 仮設校舎建設工事 軽量鉄骨造平屋建て、延べ面積1,442.46㎡

4 契約期間

契約締結の日から令和10年3月24日まで

5 入札方式

条件付一般競争入札（総合評価落札方式特別簡易型）を事前審査により実施し、総合評価の方法は、落札者決定基準（別紙1）のとおりとする。本案件と令和8年4月14日唐津市公告「共同企業体の結成及び条件付一般競争入札の執行について（唐都建工第17号 外町公民館建設建築工事）」の案件について、1者が落札者となることのできる案件の数は、一の案件のみとする。ただし、競争性が確保できないおそれがある場合は、この限りでない。

6 共同企業体の施工方式

特定建設工事共同企業体による共同施工方式（甲型）とする。

7 共同企業体の構成員の数

2社とする。

8 共同企業体の結成方法

自主結成とする。

9 共同企業体の代表者及びその他の構成員の要件

(1) 代表者

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する建築一式工事（以下「建築一式工事」という。）について、同法第3条第1項の許可を受けた者であって、同法第27条の23の規定に基づく経営事項審査（以下「経審」という。）を受け、かつ、令和8年度における唐津市建設工事等入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有するものであること。
- イ 建築一式工事に係る入札参加資格の格付けがA級であること。
- ウ 競争参加資格確認申請書を提出する日（以下「申請日」という。）において、建築一式工事に係る建設業法第3条第1項の許可を受けてからの営業年数が5年以上あること。
- エ 建築一式工事について、申請日前10年間に、市又は国若しくは他の地方公共団体と契約金額（受注形態が共同企業体の場合は、契約金額に構成員の出資割合を乗じて得た額）が3,000万円以上の契約を元請として締結し、かつ、これを誠実に履行した実績を2件以上有すること。
- オ 建設業法第26条第1項の規定による主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者（以下これらを「技術者」という。）を同条各項の規定に基づき当該工事現場に専任で配置し得るものであること。
- カ 唐津市内に本店、支店、営業所等があり、かつ、入札参加資格について、当該本店、支店、営業所等での登録を受けていること。ただし、支店、営業所等については、唐津市条件付一般競争入札における入札参加資格要件取扱要綱（平成30年告示第43号）第4条の規定による認定準市内業者の登録を受けていること。
- キ 申請日において、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成26年告示第59号）に基づく指名停止の措置（以下「指名停止の措置」という。）を受けていないこと。

(2) その他の構成員

- ア 建築一式工事について、建設業法第3条第1項の許可を受けた者であって、経審を受け、かつ、令和8年度における入札参加資格を有するものであること。

と。

イ 建築一式工事に係る入札参加資格の格付けがA級であること。

ウ 申請日において、建築一式工事に係る建設業法第3条第1項の許可を受けてからの営業年数が5年以上あること。

エ 建築一式工事について、申請日前10年間に、市又は国若しくは他の地方公共団体と契約金額（受注形態が共同企業体の場合は、契約金額に構成員の出資割合を乗じて得た額）が3,000万円以上の契約を元請として締結し、かつ、これを誠実に履行した実績を有すること。

オ 技術者を建設業法第26条各項の規定に基づき当該工事現場に専任で配置し得るものであること。

カ 唐津市内に本店があり、かつ、入札参加資格について、当該本店での登録を受けていること。

キ 申請日において、指名停止の措置を受けていないこと。

10 共同企業体の構成員の組合せ

9の(1)に掲げる要件を全て満たす構成員及び9の(2)に掲げる要件を全て満たす構成員の組合せとし、9の(1)に掲げる要件を全て満たす構成員を共同企業体の代表者とする。ただし、9の(1)に掲げる要件を全て満たす構成員は、申請日の直近の決算日を審査基準日とする経審において、建築一式工事に係る総合評定値通知書の総合評定値（以下「総合評定値」という。）が1,100点以上とし、9の(1)に掲げる要件を全て満たす構成員は、9の(2)に掲げる要件を全て満たす構成員よりも、建築一式工事に係る総合評定値が上位でなければならない。また、各構成員は、当該工事において2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

11 共同企業体の出資比率

30パーセント以上

12 認定資格の有効期限

当該工事についてのみ有効

13 共同企業体の協定方法

昭和53年11月1日付け建設省計振発第69号による建設振興課長から建設業者団体の長宛て「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」の通知に基づき協定書を作成すること。

14 共同企業体の名称

各構成員の会社名が不明瞭にならない程度に、極力、簡略化すること。

15 資格確認申請に必要な書類

(1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書（共同企業体）（要綱第1号様式）

必要事項を記入すること。

イ 共同企業体協定書（要綱第2号様式）

必要事項を記入のうえ、両面印刷とすること。

ウ 施工実績調書（別紙2）

必要事項を記入のうえ、施工実績を確認できる書類（登録内容確認書（工事実績）の写し等）を添付すること。

エ 配置予定技術者調書（別紙3）

(ア) 全ての構成員は、当該工事に係る配置予定技術者として建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を1名ずつ専任で充てること。

(イ) 当該調書提出時に配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者（構成員ごとに3名までとする。）について記入して提出できるが、当該複数の候補者のうち構成員ごとに各1名を必ず当該工事の技術者として配置すること。

(ウ) (イ) により複数の候補者を記入して当該調書を提出した場合においては、自己採点表（入札時に入札書の添付資料として提出させるもの。以下同じ。）の作成に際し、次の点に留意すること。

a 配置予定技術者調書に記入した複数の候補者の全員又は一部の者について記入すること。なお、複数の候補者がいる場合は、自己採点表に加え配置予定技術者の自己採点表も提出すること。

b 総合評価の評価点は、複数の候補者がいる場合は、配置予定技術者の自己採点表に記入した候補者のうち評価が最も低い者で評定を行うものであること。

(e) 配置予定技術者の有する資格を証する書類を添付すること。

オ 建築一式工事について、建設業法第3条第1項の許可を受けてからの営業年数が5年以上あることを証明する書類（建設業許可通知書の写し等）

カ 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し（申請日の直近の決算日を審査基準日とするもの。ただし、当該申請日が直近の決算日から7月以内の場合で、通知書の交付を受けていないときは、その前の決算日を審査基準日とするもの）

(2) 作成方法

(1) のアからカまでの書類及び添付書類を袋とじにすること。

16 資格確認申請の提出方法等

(1) 提出方法

一般書留又は簡易書留で提出すること。直接持参その他の方法による提出は、認めない。

(2) 提出期限

令和8年4月23日（木）午後5時15分必着

(3) 提出先

唐津市西城内1番1号

唐津市総務部契約検査課

(4) 提出部数

3部

(5) 資格確認申請結果の通知

資格確認申請の結果は、当該申請を行った共同企業体の代表者に対し通知する。

17 入札参加要件

資格確認申請の結果、有資格共同企業体として認定されたものとする。

18 設計図書等の交付場所

唐津市総務部契約検査課（電子入札システム（唐津市財務規則第93条第5号に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。）の入札情報公開システム上）

19 設計図書等に対する質疑及び回答

(1) 質疑の受付場所

唐津市総務部契約検査課（電子入札システム）

(2) 質疑の受付期限

令和8年5月11日（月）

(3) 質疑の回答期限

令和8年5月19日（火）

20 入札の方法

電子入札によるものとし、原則として持参、郵送、ファクシミリ等による方法は、認めない。

また、電子入札においては、共同企業体の代表者の代理人が単体企業の名義で利用登録したICカードを利用し、入札書提出の際に、JV参加の欄にチェックを入れ、共同企業体名を入力すること。なお、共同企業体名で入札書が提出されない場合は、入札参加の資格なし（単独参加者）とみなし、無効とするため留意すること。

21 費用内訳書及び自己採点表の提出

入札参加希望者は、入札書の添付資料として、費用内訳書のデータと自己採点表のデータを添付すること。なお、配置予定技術者を特定できない場合は、配置予定技術者の自己採点表のデータ（構成員ごとに作成すること。）も添付すること。

22 企業及び技術者の資料の提出対象等

(1) 提出対象

最高評価値者として通知を受けた者

(2) 提出方法

直接持参で提出すること。郵便その他の方法による提出は、認めない。

(3) 提出先

唐津市総務部契約検査課

(4) 作成方法

企業及び技術者の資料作成方法に関する要領（別紙４）のとおり

23 入札期間

令和８年５月２０日（水）午前９時から令和８年５月２５日（月）午前９時までとする。

24 開札予定日時及び場所

(1) 日時

令和８年５月２５日（月）午前９時３０分

(2) 場所

唐津市総務部契約検査課（電子入札システム）

25 入札執行課

唐津市総務部契約検査課

26 予定価格

¥ 1, 2 3 5, 4 8 0, 0 0 0. - （消費税相当額及び地方消費税相当額を除く。）

27 低入札調査基準価格

設定

28 入札保証金

免除（唐津市財務規則第９４条第１項第２号の規定による。）

29 契約保証金

唐津市財務規則第１０８条の規定による。

30 低入札調査基準価格を下回る入札を行った者（以下「低入札調査対象者」という。）が最高評価値者となった場合の取扱い

(1) 最高評価値者の決定

低入札調査対象者は、最高評価値者であっても必ずしも落札者とならず、低入札調査対象者がある場合は、低入札調査対象者でない最高評価値者が落札者

となる場合を除き、最高評価値者の決定を保留する。後日、唐津市建設工事低入札価格調査制度事務処理要綱第8条に規定する低入札調査を行い、最高評価値者を決定する。

(2) 低入札調査対象者に対する調査等

低入札調査対象者は、入札調査の対象となった入札書に係る工事費積算内訳明細書その他必要と認める書類（以下「積算内訳明細書等」という。）を提出すること。なお、積算内訳明細書等を提出できない旨の書面の提出があった場合、低入札調査対象者の入札は無効とする。また、調査にあたっては、積算内訳明細書等により行う調査のほか、聴き取り調査に協力すること。

(3) その他

低入札調査対象者が低入札調査基準価格を下回る価格で契約した場合は、監督及び検査の強化並びに工事完了後の実績確認等を実施する。

31 その他

(1) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処理場所等を参考に積算したうえで入札すること。また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこと。

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により唐津市議会の議決を要する建設工事の落札決定通知後に仮契約を締結した共同企業体（構成員を含む。）が、本契約としての効力が生じる日までに指名停止の措置を受けたときは、当該仮契約を解除することができるものとする。

(3) この工事の入札に係る契約の締結については、唐津市議会の議決を必要とするため、この契約の締結の日から唐津市議会の議決を得るまでの間は仮契約とし、議決後発注者から請負者に対して通知する日付をもって正式契約が成立す

るものとする。

(4) この工事の落札者となった者（共同企業体の場合は落札者となった構成員の属する全ての共同企業体）が唐都建工第17号 外町公民館建設建築工事において提出した入札書は、無効とする。ただし、第5項ただし書きの場合は、この限りでない。

(5) この工事の入札については、次の規則等（唐津市のホームページに掲載）を熟知のうえ、参加すること。

ア 唐津市財務規則（平成17年規則第41号）

イ 唐津市建設工事共同企業体取扱要綱（平成28年告示第196号）

ウ 唐津市建設工事等競争入札実施要綱（平成20年告示第197号）

エ 唐津市条件付一般競争入札における入札参加資格要件取扱要綱（平成30年告示第43号）

オ 唐津市建設工事低入札価格調査制度事務処理要綱（令和6年告示第79号）

カ 唐津市電子入札運用基準（平成20年10月1日制定）

キ 唐津市建設工事総合評価落札方式特別簡易型試行要領（平成20年6月18日制定）

ク 唐津市建設工事競争入札における取り抜け方式試行要領（平成23年6月1日制定）

別紙 1

落札者決定基準

1 総合評価の方法

総合評価は、基礎点（100点）に技術評価基準における評価項目ごとの評価点の合計点である加算点（1.2点満点）を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格（消費税相当額及び地方消費税相当額を除いた価格をいう。以下同じ。）で除す次式で得られた評価値をもつて行うものとし、落札者は、評価値が最も高い者とする。

$$\text{技術評価点} = \text{基礎点} + \text{加算点}$$

なお、加算点は、構成員ごとに算出した評価点に、当該構成員の出資比率を乗じて得た点数の合計点とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \times 10,000,000 \text{（小数点以下6桁目を切捨て）}$$

2 技術評価基準

評価項目	配点	評価基準	評価点
企業の施工能力	3.5		
同種工事（注1）の施工実績 国内における公共工事での同種工事（注1）を元請として施工した過去10年間の実績（注2）（共同企業体（注3）の構成員（注4）としての実績を含む。）	1.0	施工実績が有り	1.0
		施工実績がなし	0.0
工事成績 唐津市（モーターボート競走事業、水道事業及び下水道事業を含む。）発注の建築一式工事（随意契約によるものを除く。）で過去3年間に工事成績評定を受けた工事（注5）（共同企業体（注3）の構成員（注4）としての工事を含む。）のうち当初契約金額が750万円以上のものの総合評点の平均点（小数点以下1桁目を四捨五入）	2.0	平均点が80点以上	2.0
		平均点が71点以上79点以下	1点ごとに+0.2（注6）
		平均点が70点以下（注7）	0.0
優良施工工事 建築一式工事で過去2年間における唐津市、佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注8）	0.5	優良施工業者表彰、優良工事表彰、安全施工業者表彰	0.5
		上記以外	0.0
地域精通・地域貢献	2.0		
本店の所在地	1.0	市内に本店有り	1.0
		その他	0.0
防災協定 唐津市との協定の締結（注9）又は消防団協力事業所の認定（注10）	1.0	締結有り	1.0
		締結なし	0.0

配置予定技術者の能力	5.0		
同種工事（注1）の施工経験 国内における公共工事での同種工事（注1）を元請の技術者等（注11）として施工した過去10年間の経験（注12）（共同企業体（注3）の構成員（注4）の技術者等（注11）としての経験を含む。）	1.0	主任（監理）技術者、現場代理人としての施工経験が有り	1.0
		主任（監理）技術者、現場代理人としての施工経験がなし	0.0
工事成績 唐津市（モーターボート競走事業、水道事業及び下水道事業を含む。）発注の建築一式工事（随意契約によるものを除く。）で元請の技術者等（注11）として過去3年間に工事成績評定を受けた工事（注5）（共同企業体（注3）の構成員（注4）としての工事を含む。）のうち当初契約金額が750万円以上のものの総合評定の最高点	1.0	最高点が80点以上	1.0
		最高点が76点以上79点以下	1点ごとに+0.2（注6）
		最高点が75点以下（注13）	0.0
市内工事の施工経験 唐津市内における公共工事での同種工事（注1）を元請の技術者等（注14）として施工した過去5年間の経験（注15）（共同企業体（注3）の構成員（注4）の技術者等（注14）としての経験を含む。）	1.0	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者としての施工経験が有り	1.0
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者としての施工経験がなし	0.0
有する資格	1.0	1級又は2級の国家資格（注16）有り	1.0
		上記以外	0.0
継続教育の状況 配置予定技術者の継続教育の取組状況	1.0	所定の期間（注17）内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している。	1.0
		上記単位の半数以上推奨値未満	0.5
		上記以外	0.0
その他（手持ち工事量）	1.5		
手持ち工事量比率（A） 唐津市（モーターボート競走事業、水道事業及び下水道事業を含む。）発注の建築一式工事における当該年度受注額（注18）÷唐津市（モーターボート競走事業、水道事業及び下水道事業を含む。）発注の建築一式工事における過去3年間の平均受注額（注19）	1.5	$A < 0.25$ （注20）	1.5
		$0.25 \leq A < 0.75$	1.0
		$0.75 \leq A < 1.25$	0.5
		$1.25 \leq A$	0.0
配点の合計	12.0		

(注)

- 「同種工事」とは、建築一式工事で最終請負金額が4,800万円以上のものとする。
- 「過去10年間の実績」とは、過去10年（平成28年4月1日から入札公告の日までに竣工したもの）の施工実績とする。
- 「共同企業体」とは、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体とする。

- 4 「共同企業体の構成員」として認められるものは、構成比率が20パーセント以上のものとする。
- 5 「過去3年間に工事成績評定を受けた工事」とは、過去3年間（令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）の期間に検査日があり、かつ、入札公告の日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。
- 6 「+0.2」とは、平均点が71点以上79点以下の場合は、平均点70点を評価点0点とし、平均点が1点加算されるごとに評価点を0.2点加算する。
また、最高点が76点以上79点以下の場合は、最高点75点を評価点0点とし、最高点が1点加算されるごとに評価点を0.2点加算する。
- 7 「平均点が70点以下」には、工事成績評定を受けたものがない場合も含むものとする。
- 8 「過去2年間における唐津市、佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験」とは、唐津市については、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの、唐津市から元請企業としての表彰及び令和7年4月1日から令和8年3月31日までに検査日があり、かつ、入札公告の日までに工事成績評定通知がある最終請負金額が250万円以上で工事成績評点が82点以上の工事を表彰経験と同等にみなし、佐賀県又は九州内の国の機関については、過去2年間（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）の、佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）から元請企業としての表彰とする。（①九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、②①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、③①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの）
また、共同企業体（注3）の構成員（注4）としての表彰は、評価対象とする。
なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第3条第1号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は、表彰を受けたものと同様の扱いとする。
- 9 「協定の締結」とは、当該構成員が災害時における応急対策に関する協定を締結した団体等に属するものとする。
- 10 「消防団協力事業所の認定」とは、唐津市消防団協力事業所表示制度実施要綱第4条の規定に基づく認定をいう。

- 11 「技術者等」とは、工事現場における主任技術者、監理技術者又は現場代理人とする。
- 12 「過去10年間の経験」とは、過去10年（平成28年4月1日から入札公告の日までに竣工したもの）の施工経験（工期の50パーセントを超える期間について技術者等（注11）として従事した施工経験に限る。）とする。ただし、現場代理人の施工経験については、1級又は2級の国家資格（注16）を有して配置された工事に限る。
- 13 「最高点が75点以下」には、工事成績評定を受けたものがない場合も含むものとする。
- 14 「技術者等」とは、工事現場における主任技術者、監理技術者、現場代理人又は担当技術者とする。
- 15 「過去5年間の経験」とは、過去5年（令和3年4月1日から入札公告の日までに竣工したもの）の施工経験（工期の50パーセントを超える期間について技術者等（注14）として従事した施工経験に限る。）とする。ただし、現場代理人又は担当技術者の施工経験については、1級又は2級の国家資格（注16）を有して配置された工事に限る。
- 16 「1級又は2級の国家資格」とは、1級建築施工管理技士、1級建築士、2級建築施工管理技士（建築）又は2級建築士とする。
- 17 「所定の期間」とは、各団体が設定した推奨値の取得期間とし、令和7年9月30日を基準日（証明日）とする。
- 18 「当該年度受注額」とは、令和8年4月1日からこの入札の開札時間前までに、総合評価落札方式特別簡易型により最高評価値者となった工事（共同企業体（注3）の構成員（注4）としての工事を含む。）における当初契約金額の合計とする。
- 19 「過去3年間の平均受注額」とは、過去3年間（令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）の期間に、当初契約金額が130万円を超える工事（共同企業体（注3）の構成員（注4）としての工事を含む。）における、当初契約金額の総額を1年間（12月）あたりに換算した額とする。
- 20 「 $A < 0.25$ 」には、手持ち工事量比率（A）が0の場合も含むものとする。

別紙 2

施工実績調書

1 商号又は名称

2 施工実績

1	工事名			
	発注機関名		施工場所	
	契約金額		工期	
	工事概要			
	受注形態		その他	
2	工事名			
	発注機関名		施工場所	
	契約金額		工期	
	工事概要			
	受注形態		その他	

備考

- 1 構成員ごとに別葉で作成すること。
- 2 工事概要の欄には、規模、構造形式、工法等を記入すること。
- 3 受注形態の欄には、単体又は共同企業体のいずれかを記入し、共同企業体の場合は、構成比率を括弧書きすること。
- 4 記入した工事ごとに、登録内容確認書（工事实績）又は契約書の写し等を添付すること。また、受注形態が共同企業体の場合で契約書の写しを添付するときは、共同企業体協定書もあわせて添付すること。

別紙 3

配置予定技術者調書

1 商号又は名称

2 配置予定の技術者

1	(ふりがな) 氏 名		技 術 者 の 種 類	
	有する資格	種 類		取 得 年 月 日
2	(ふりがな) 氏 名		技 術 者 の 種 類	
	有する資格	種 類		取 得 年 月 日
3	(ふりがな) 氏 名		技 術 者 の 種 類	
	有する資格	種 類		取 得 年 月 日

備考

- 1 構成員ごとに別葉で作成すること。
- 2 技術者の種類の欄には、本工事現場における従事役職（主任技術者又は監理技術者）を記入すること。
- 3 配置予定の技術者の有する資格を証する書類の写しを添付すること。

別紙4

企業及び技術者の資料の作成方法に関する要領

最高評価値者が提出する資料及びその作成方法については、次のとおりとする。

(1) 共通事項

- ア 各様式については、該当の有無にかかわらず全て提出すること。また、該当がない場合は、「該当なし」と記入すること。
- イ 登録内容確認書（工事実績）又は契約書の写し等（以下「事実を証する書類」という。）について、各様式で重複する場合は、同じ事実を証する書類を各様式に添付資料として提出する必要はない。その場合、事実を証する書類は1部のみ添付するものとし、各様式の資料添付先の欄にその旨（例：同種工事の施工実績調書（第2号様式）の○番目に添付）を記載すること。
- ウ 企業及び技術者の資料の審査において、提出された自己採点表の各評価項目の配点に誤りがあり、上方修正となる場合は、提出された自己採点表の加算点どおりとし、下方修正となる場合は、該当する評価項目の評価点は、「最低点」とする。
- エ 構成員ごとに別葉で作成する資料については、商号又は名称は、当該構成員の名称を記入すること。

(2) 企業及び技術者の資料提出書（第1号様式）

共同企業体（注1）の名称で提出すること。

(3) 同種工事（注2）の施工実績調書（第2号様式）

ア 国内における公共工事での同種工事（注2）を元請として施工した過去10年間の実績（注3）（共同企業体（注1）の構成員（注4）としての実績を含む。）のうち、代表的なもの3件を上限として記入すること。なお、記入した工事ごとに、事実を証する書類を添付すること。また、受注形態が共同企業体（注1）の場合で契約書の写しを添付するときは、共同企業体協定書もあわせて添付すること。

イ 構成員ごとに別葉で作成すること。

(4) 工事成績評定点調書（企業）（第3号様式）

ア 唐津市（モーターボート競走事業、水道事業及び下水道事業を含む。）発注の建築一式工事（随意契約によるものを除く。）で過去3年間に工事成績評定を受けた工事（注5）（共同企業体（注1）の構成員（注4）としての工事を含む。）のうち当初契約金額が750万円以上のものを全て記入すること。なお、記入した工事ごとに、工事成績評定通知書の写し及び当初契約書の写しを添付すること。また、受注形態が共同企業体（注1）の場合は、共同企業体協定書もあわせて添付すること。

イ 構成員ごとに別葉で作成すること。

(5) 優良施工工事調書（第4号様式）

ア 優良施工工事表彰

(ア) 建築一式工事で令和7年4月1日から令和8年3月31日までににおける唐津市からの表彰経験のうち元請としての企業の表彰に限る。

(イ) 建築一式工事で過去2年間ににおける佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注6）のうち元請としての企業の表彰に限る。

(ウ) 国の表彰は、優良施工業者表彰又は安全施工業者表彰に限る。

(エ) 佐賀県の表彰は、「佐賀県優秀技術者等表彰要綱」に基づく表彰に限る。

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第3条第1号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は、表彰を受けたものと同様の扱いとする。

(オ) 事実を証する書類を添付すること。

(カ) 共同企業体（注1）の構成員（注4）としての表彰は、評価対象とする。

イ 優良施工工事成績評定

(ア) 唐津市（モーターボート競走事業、水道事業及び下水道事業を含む。）発注の建築一式工事（随意契約によるものを除く。）で令和7年4月1日から令和8年3月31日までに検査日があり、かつ、入札公告の日までに工事成績評定通知がある最終請負金額が250万円以上で工事成績評点が82点以上の工事を1件記入すること。なお、記入した工事の工事成績評定通知書の写し及び事実を証する書類を添付すること。

(イ) 共同企業体（注1）の構成員（注4）としての表彰は、評価対象とする。

(ウ) 優良施工工事表彰が該当する場合は、優良施工工事成績評定は記入しな

い。

ウ 構成員ごとに別葉で作成すること。

(6) 防災協定又は消防団協力調書（第5号様式）

ア 防災協定

唐津市との協定の締結（注7）がある場合は、締結者名を記入すること。

イ 消防団協力

消防団協力事業所の認定（注8）がある場合は、表示証交付書の写しを添付すること。

ウ 構成員ごとに別葉で作成すること。

(7) 配置予定技術者調書（第6号様式）

ア 配置予定の技術者

本工事を受注した場合に配置予定の技術者について記入すること。なお、有する資格を証する書類の写しを添付すること。

イ 同種工事（注2）の施工経験

国内における公共工事での同種工事（注2）を元請の技術者等（注9）として施工した過去10年間の経験（注10）（共同企業体（注1）の構成員（注4）の技術者等（注9）としての経験を含む。）のうち、代表的なもの3件を上限として記入すること。なお、記入した工事ごとに、事実を証する書類を添付すること。また、受注形態が共同企業体（注1）の場合で契約書の写しを添付するときは、共同企業体協定書もあわせて添付すること。

ウ 当該調書提出時に配置予定の技術者を特定できないときは、共同企業体（注1）の資格審査申請時に記入した複数の候補者の全員又は一部の者について記入し、提出できるが、当該複数の候補者のうち1名を必ず当該工事の技術者として配置しなければならない。この場合における総合評価の評価点は、評価が低い者で評定を行うものとする。（上限は3名までとする。）

エ 同一の技術者を重複して複数の案件の配置予定技術者とすることは、原則として認めない。ただし、近接工事と認められる場合で、専任の監理技術者以外の技術者を配置予定のときは、この限りでない。

オ 構成員ごとに別葉で作成すること。

(8) 工事成績評定点調書（技術者）（第7号様式）

ア 唐津市（モーターボート競走事業、水道事業及び下水道事業を含む。）発注の建築一式工事（随意契約によるものを除く。）で過去3年間に工事成績評定を受けた工事（注5）（共同企業体（注1）の構成員（注4）としての工事を含む。）のうち当初契約金額が750万円以上の工事の中で最高点の工事1件を記入すること。なお、記入した工事の工事成績評定通知書の写し、当初契約書の写し、登録内容確認書（工事成績）等を添付すること。また、受注形態が共同企業体（注1）の場合は、共同企業体協定書もあわせて添付すること。

イ 構成員ごとに別葉で作成すること。

(9) 市内工事の施工経験調書（第8号様式）

ア 唐津市内における公共工事での同種工事（注2）を元請の技術者等（注11）として施工した過去5年間の経験（注12）（共同企業体（注1）の構成員（注4）の技術者等（注11）としての経験を含む。）のうち、代表的なもの3件を上限として記入すること。なお、記入した工事ごとに、事実を証する書類を添付すること。また、受注形態が共同企業体（注1）の場合で契約書の写しを添付するときは、共同企業体協定書もあわせて添付すること。

イ 構成員ごとに別葉で作成すること。

(10) 継続教育調書（第9号様式）

ア 配置予定技術者の継続教育の取組状況について、所定の期間（注13）内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している場合は、各団体推奨単位あるいはその半数の取得が確認できる学習履歴証明書（写し可）を提出すること。

イ 推奨値の設定がなされていない団体の証明書又は基準日（証明日）が令和7年9月30日でないものは、加点しない。

ウ CPD技術者証の写し及び取得状況が確認できるインターネットでの検索結果の写しの両方をもって学習履歴証明書に代えることができるものとする。

エ CPDの団体としては、（公社）空気調和・衛生工学会、（一社）建設コ

ンサルタンツ協会、（公社）地盤工学会、（一社）全国測量設計業協会連合
会、（一社）全国上下水道コンサルタント協会、（一社）全国土木施工管理
技士会連合会、（公社）土木学会、土質・地質技術者生涯学習協議会（事務
局：（一社）全国地質調査業協会連合会）、（一社）日本環境アセスメント
協会、（公社）日本コンクリート工学会、（公社）日本技術士会、（一社）
日本建築学会、（公社）日本建築士会連合会、（公社）日本造園学会、（公
社）日本都市計画学会、（公社）農業農村工学会などがある。なお、これ以
外の団体の継続教育制度についても評価するものとする。

オ 構成員ごとに別葉で作成すること。

(11) 手持ち工事の当該年度受注額調書（第10号様式）

ア 唐津市（モーターボート競走事業、水道事業及び下水道事業を含む。）発
注の建築一式工事を元請として受注した当該年度受注額（注14）（共同企
業体（注1）の構成員（注4）としての実績を含む。）を記入すること。な
お、当初契約書の写しを添付すること。また、受注形態が共同企業体（注1）
の場合は、共同企業体協定書もあわせて添付すること。

イ 受注形態が共同企業体（注1）の場合は、当初契約金額の欄には、当初契
約金額に構成員の出資割合を乗じて得た額を記入すること。

ウ 構成員ごとに別葉で作成すること。

(12) 手持ち工事の年平均受注額調書（第11号様式）

ア 唐津市（モーターボート競走事業、水道事業及び下水道事業を含む。）発
注の建築一式工事を元請として受注した過去3年間の平均受注額（注15）
（共同企業体（注1）の構成員（注4）としての実績を含む。）を記入する
こと。なお、当初契約書の写しを添付すること。また、受注形態が共同企業
体（注1）の場合は、共同企業体協定書もあわせて添付すること。

イ 受注形態が共同企業体（注1）の場合は、当初契約金額の欄には、当初契
約金額に構成員の出資割合を乗じて得た額を記入すること。

ウ 第10号様式が該当なしの場合は、「該当なし」と記入すること。

エ 構成員ごとに別葉で作成すること。

(注)

- 1 「共同企業体」とは、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体とする。
- 2 「同種工事」とは、建築一式工事で最終請負金額が4,800万円以上のものとする。
- 3 「過去10年間の実績」とは、過去10年（平成28年4月1日から入札公告の日までに竣工したもの）の施工実績とする。
- 4 「共同企業体の構成員」として認められるものは、構成比率が20パーセント以上のものとする。
- 5 「過去3年間に工事成績評定を受けた工事」とは、過去3年間（令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）の期間に検査日があり、かつ、入札公告の日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。
- 6 「佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験」とは、過去2年間（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）の、佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。（①九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、②①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、③①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの）
- 7 「協定の締結」とは、当該構成員が災害時における応急対策に関する協定を締結した団体等に属するものとする。
- 8 「消防団協力事業所の認定」とは、唐津市消防団協力事業所表示制度実施要綱第4条の規定に基づく認定をいう。
- 9 「技術者等」とは、工事現場における主任技術者、監理技術者又は現場代理人とする。
- 10 「過去10年間の経験」とは、過去10年（平成28年4月1日から入札公告の日までに竣工したもの）の施工経験（工期の50パーセントを超える期間について技術者等（注9）として従事した施工経験に限る。）とする。ただし、現場代理人の施工経験については、1級又は2級の国家資格（注16）を有して配置された工事に限る。
- 11 「技術者等」とは、工事現場における主任技術者、監理技術者、現場代理人又は担当技術者とする。
- 12 「過去5年間の経験」とは、過去5年（令和3年4月1日から入札公告の

日までに竣工したもの)の施工経験(工期の50パーセントを超える期間について技術者等(注11)として従事した施工経験に限る。)とする。ただし、現場代理人又は担当技術者の施工経験については、1級又は2級の国家資格(注16)を有して配置された工事に限る。

- 13 「所定の期間」とは、令和7年9月30日を基準日(証明日)とし、各団体が設定した推奨値の取得期間とする。
- 14 「当該年度受注額」とは、令和8年4月1日から入札公告の日までに、総合評価落札方式特別簡易型により最高評価値者となった工事(共同企業体(注1)の構成員(注4)としての工事を含む。)における当初契約金額の合計とする。
- 15 「過去3年間の平均受注額」とは、過去3年間(令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)の期間に、当初契約金額が130万円を超える工事(共同企業体(注1)の構成員(注4)としての工事を含む。)における、当初契約金額の総額を1年間(12月)当たりに換算した額とする。
- 16 「1級又は2級の国家資格」とは、1級建築施工管理技士、1級建築士、2級建築施工管理技士(建築)又は2級建築士とする。

自己採点表

年 月 日

唐津市長

様

住 所 唐津市

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

工事名 唐都建工第18号 西唐津中学校校舎長寿命化改良ほか建築工事

技術評価点

評価項目	自己採点	評価結果	
		根拠等	根拠等
企業の施工能力			
同種工事の施工実績		有 ・ 無	
工事成績		件 点	
優良施工工事			
地域精通・地域貢献			
本店の所在地			
防災協定又は消防団協力			
配置予定技術者の能力			
同種工事の施工経験		有 ・ 無	
工事成績		点	
市内工事の施工経験		有 ・ 無	
有する資格			
継続教育の状況			
その他(手持ち工事量)			
手持ち工事量比率			
配点合計			

※「評価結果」欄は、落札者を決定する際に使用するため、記入しないこと。

配置予定技術者の自己採点表

工事名 唐都建工第18号 西唐津中学校校舎長寿命化改良ほか建築工事

配置予定技術者の評価点一覧

評価項目	自己採点		自己採点表への記載(※1)	評価結果(※2)	
		根拠等			根拠等
配置予定技術者の能力					
同種工事の施工経験		有・無			
工事成績		点			
市内工事の施工経験		有・無			
有する資格					
継続教育の状況					
計					
配置予定技術者の能力					
同種工事の施工経験		有・無			
工事成績		点			
市内工事の施工経験		有・無			
有する資格					
継続教育の状況					
計					
配置予定技術者の能力					
同種工事の施工経験		有・無			
工事成績		点			
市内工事の施工経験		有・無			
有する資格					
継続教育の状況					
計					

※1 「自己採点表」の「配置予定技術者の能力」の自己採点欄へ記載する配置予定技術者の欄に○を記入する。(自己採点表へは、一番点数の低い技術者を記載する。)

※2 「評価結果」欄は、落札者を決定する際に使用するため、記入しないこと。

企業及び技術者の資料提出書

年 月 日

唐津市長

様

住 所 唐津市

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

貴市発注の唐都建工第18号 西唐津中学校校舎長寿命化改良ほか建築工事に関し次の書類を提出します。

なお、この提出書類の全ての記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 同種工事の施工実績調書
- 2 工事成績評定点調書（企業）
- 3 優良施工工事調書
- 4 防災協定調書
- 5 配置予定技術者調書
- 6 工事成績評定点調書（技術者）
- 7 市内工事の施工経験調書
- 8 継続教育調書
- 9 手持ち工事の当該年度受注額調書
- 10 手持ち工事の年平均受注額調書

同種工事の施工実績調書

商号又は名称：

工事名			
施工場所		発注機関名	
工期		契約金額	
工事内容			
受注形態			

工事名			
施工場所		発注機関名	
工期		契約金額	
工事内容			
受注形態			

工事名			
施工場所		発注機関名	
工期		契約金額	
工事内容			
受注形態			

- ・工事内容の欄には、規模、構造形式、工法等を記入すること。
- ・受注形態の欄には、単体又は共同企業体のいずれかを記入し、共同企業体の場合は、構成比率を括弧書きすること。

工事成績評定点調書 (企業)

商号又は名称: _____

工事名			
当初契約金額		成工検査日	
評定点		受注形態	
資料添付先			

工事名			
当初契約金額		成工検査日	
評定点		受注形態	
資料添付先			

工事名			
当初契約金額		成工検査日	
評定点		受注形態	
資料添付先			

工事名			
当初契約金額		成工検査日	
評定点		受注形態	
資料添付先			

工事名			
当初契約金額		成工検査日	
評定点		受注形態	
資料添付先			

工事名			
当初契約金額		成工検査日	
評定点		受注形態	
資料添付先			

・工事成績評定を受けた工事が6件を超える場合は、本様式を複数枚作成し、それぞれの右上に通し番号を振ること。

・受注形態の欄には、単体又は共同企業体のいずれかを記入し、共同企業体の場合は、構成比率を括弧書きすること。

優良施工工事調書

商号又は名称：_____

優良施工工事表彰

表彰者	表彰年度	対象工事名

注：表彰者欄には、九州地方整備局長、佐賀県知事等を記入する。

(添付資料)

- ・「表彰状の写し」又は「優良工事についての通知書及び添付一覧表の写し」を添付すること。
- ・あわせて同一工種であることが分かるコリンズ等の資料を添付すること。

優良施工工事成績評定

工事名			
最終請負金額		成工検査日	
評定点		受注形態	
資料添付先			

・受注形態の欄には、単体又は共同企業体のいずれかを記入し、共同企業体の場合は、構成比率を括弧書きすること。

防災協定調書

商号又は名称： _____

協定書締結者名	
---------	--

注 協定書の締結がある場合は、上記に締結者名を記入すること。
協定書締結者名には、協定を締結した者の名前を記入すること。
(例. ○○○○協会 ○○ ○○)

消防団協力事業所

認定の有無	
-------	--

注 唐津市消防団協力事業所表示制度実施要綱第4条に基づく認定を受け、表示証の交付を受けた場合は「有り」と表記すること。

配置予定技術者調書

商号又は名称：

配置予定者の氏名		生年月日	
雇用期間	年 月 日～現在	法令による 資格・免許	
最終学歴		取得時期	年 月 日

工 事 名			
施工場所		発注機関名	
工 期		契約金額	
従事期間		従事役職	
工事内容			
受注形態			
資料添付先			

工 事 名			
施工場所		発注機関名	
工 期		契約金額	
従事期間		従事役職	
工事内容			
受注形態			
資料添付先			

- ・工事内容の欄には、規模、構造形式、工法等を記入すること。
- ・受注形態の欄には、単体又は共同企業体のいずれかを記入し、共同企業体の場合は、構成比率を括弧書きすること。
- ・従事役職の欄には、記入した同種工事における従事役職（主任技術者、監理技術者又は現場代理人）を記入すること。

工事成績評定点調書 (技術者)

商号又は名称: _____

配置予定者の氏名	
----------	--

工事名			
当初契約金額		成工検査日	
評定点		受注形態	
資料添付先			

・受注形態の欄には、単体又は共同企業体のいずれかを記入し、共同企業体の場合は、構成比率を括弧書きすること。

市内工事の施工経験調書

商号又は名称：

配置予定者の氏名	
----------	--

工事名			
施工場所		発注機関名	
工期		契約金額	
従事期間		従事役職	
工事内容			
受注形態			
資料添付先			

工事名			
施工場所		発注機関名	
工期		契約金額	
従事期間		従事役職	
工事内容			
受注形態			
資料添付先			

工事名			
施工場所		発注機関名	
工期		契約金額	
従事期間		従事役職	
工事内容			
受注形態			
資料添付先			

- ・工事内容の欄には、規模、構造形式、工法等を記入すること。
- ・受注形態の欄には、単体又は共同企業体のいずれかを記入し、共同企業体の場合は、構成比率を括弧書きすること。

継続教育調書

商号又は名称：_____

継続教育

対象者氏名	団体名	期間	取得単位数

注 団体名には、（一社）全国土木施工管理技士会連合会等の各種団体名を記入すること。

（添付資料）

- ・各団体推奨単位あるいはその半数の取得が確認できる学習履歴証明書（写し可）を提出すること。
- ・なお、CPD技術者証の写し及びインターネットでの検索結果の写し両方をもって学習履歴証明書に代えることができる。

手持ち工事の当該年度受注額調書

商号又は名称： _____

当該年度の受注件数	_____ 件
当該年度の受注額の合計	_____

工 事 名	_____	発注機関名	_____
施工場所	_____	当初契約金額	_____
工 期	_____	受注形態	_____
工事内容	_____		
資料添付先	_____		

工 事 名	_____	発注機関名	_____
施工場所	_____	当初契約金額	_____
工 期	_____	受注形態	_____
工事内容	_____		
資料添付先	_____		

工 事 名	_____	発注機関名	_____
施工場所	_____	当初契約金額	_____
工 期	_____	受注形態	_____
工事内容	_____		
資料添付先	_____		

- ・工事内容の欄には、規模、構造形式、工法等を記入すること。
- ・受注形態の欄には、単体又は共同企業体のいずれかを記入し、共同企業体の場合は、構成比率を括弧書きすること。

